

[表] 平成21年度 家庭用品等による健康被害のべ報告件数  
(上位10品目及び総計)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	33 (24.8%)	タバコ	131 (33.3%)	殺虫剤	245 (25.3%)
下着	11 (8.3%)	医薬品・ 医薬部外品	72 (17.1%)	洗浄剤（住宅 用・家具用）	134 (13.8%)
洗剤	10 (7.5%)	金属製品	38 (9.0%)	芳香・消臭・ 脱臭剤	99 (10.2%)
ゴム・ ビニール手袋	6 (4.5%)	電池	23 (5.5%)	漂白剤	93 (9.6%)
めがね/ 履き物/ 時計/ 接着剤/ スポーツ用品	各5 (3.8%)	プラスチック 製品/玩具	各22 (5.2%)	園芸用殺虫・ 殺菌剤	47 (4.8%)
		硬貨	19 (4.5%)	洗剤（洗濯用 ・台所用）	38 (3.9%)
		食品類	13 (3.1%)	忌避剤	31 (3.2%)
時計バンド/ ベルト/ 文房具	各3 (2.3%)	文具類/ ガラス製品	各10 (2.4%)	除草剤	30 (3.1%)
				防虫剤/ 消火剤	各28 (2.9%)
総計	133(注) 100%	総計	420 100%	総計	970 100%

(注) 皮膚障害では、原因となる家庭用品等が複数推定される事例があるため、報告事例総数(118例)とは異なっている。

●化学物質安全対策室のホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>

●子どもに安全をプレゼント—事故防止支援サイト—[国立保健医療科学院]

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

●家庭用品等による急性中毒等の情報[財団法人日本中毒情報センター]

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

# 家庭用品等による 健康被害

—病院モニター報告から—

厚生労働省医薬食品局  
審査管理課化学物質安全対策室

厚生労働省では、医療機関（皮膚科・小児科）及び（財）日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品等による健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年度取りまとめています。

平成21年度の報告では、装飾品・洗剤等による皮膚障害、タバコ・医薬品等の子どもの誤飲による健康被害及び殺虫剤・洗浄剤などの吸入事故による健康被害について、概ね例年と同じ発生傾向でしたが、新しい製品によるもの等も報告されています。

家庭用品等を正しく安全にお使いいただくために、平成21年度の報告内容を中心に、専門家が分析した主な留意点を以下にまとめました。

※報告書本文では詳細な事故事例の紹介もしていますので、化学物質安全対策室のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>）の「家庭用品の安全対策」ページもご覧ください。

# 1 家庭用品等による皮膚障害に関する報告

## (1) 結果の概要

- ・皮膚障害の原因となった主な家庭用品等の種類は**装飾品、下着、洗剤、ゴム・ビニール手袋**でした（〔表〕参照）。
- ・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎と刺激性接触皮膚炎が大半でした。

・家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合がほとんどです。家庭用品を使用するにあたり、接触部位に痒み、湿疹等の症状が出た場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避け、症状が改善しない場合は、早めに専門医の診療を受けましょう。

・また、日頃から家庭用品等の使用前には必ず注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ること、自己の体質を認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。



## (2) 代表的な製品

### 装飾品（主に金属製）

- ・暑い日にネックレスをつけたところ、首に紅斑、痒みが出た。（26歳女性）
- ・ピアスカぶれが悪化し、背中に痒みや黒みが出た。（39歳女性）

- ・夏場や運動時等汗を大量にかく可能性のある場合は、装飾品を外す等の配慮が必要です。
- ・症状が出た場合には、原因製品の使用を中止しましょう。他の製品を使用する場合は、金属製以外のものに変更することが望ましいです。



### 下着、洗剤

- ・保温下着を1日着て、汗をかいた後、痒み、紅斑、浮腫が出現した。（54歳女性）
- ・手袋を着用しないで皿洗いをしていたら両手が痒くなった。（69歳女性）

- ・下着は長時間にわたり直接皮膚に触れるため、症状が出た場合には使用を中止し、早めに専門医の診療を受けましょう。
- ・洗剤は使用上の注意をよく読み、希釈倍率（薄める濃度）等に注意を払うことが大切です。原液を使用する場合は、保護手袋を着用しましょう。



## 2 家庭用品等による子どもの誤飲事故に関する報告

### (1) 結果の概要

- ・誤飲事故の原因となった主な家庭用品等の種類は**タバコ**、**医薬品・医薬部外品**でした（〔表〕参照）。
- ・年齢別では、**6～11ヵ月**が最も多く、次いで12～17ヵ月でした。
- ・誤飲事故の発生は、**夕刻**以降に増加する傾向が見られました。

・事故は家族が側で小児に注意を払っていても発生してしまうことがあります。小児のいる家庭では、小児の手の届く範囲にはできるだけ小児の口に入るサイズのものには置かないようにしましょう。

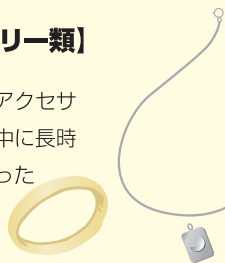
・今回の調査で、過去に誤飲事故が起きた場所にもう一度同じように置いているケースも見られたので、誤飲防止のために一層配慮をするよう心がけましょう。



### 注意!

#### 【金属製アクセサリー類】

海外では、鉛が高濃度に含まれる金属製アクセサリーを子どもが誤飲し、その製品が胃の中に長時間とどまったため、鉛中毒となり亡くなったという事故がありました（平成18年）。



### (2) 代表的な製品

#### タバコ

- ・両親が目を離したすきに、テーブルの上に置かれていたタバコの箱からタバコを出してかじってしまった。（13か月女児）
- ・手の届かないところ置いたつもりだった灰皿の吸い殻を口に入れてしまった。（8か月男児）
- ・運転席の横に置いていた灰皿代わりにペットボトルの中身を飲んでしまった。（2歳男児）



- ・誤飲事故の大半は1歳前後の乳幼児に集中して発生しています。
- ・タバコ・灰皿は小児の手が届くテーブルの上等に放置しないようにしましょう。
- ・飲料の空き缶・ペットボトル等を灰皿代わりにしないようにしましょう。
- ・タバコを吐かせるのは有効ですが、飲料を飲ませるとニコチンが吸収されやすくなってしまいますため注意しましょう。

#### 医薬品・医薬部外品

- ・祖父の枕元にあった睡眠薬を誤飲してしまった。（2歳男児）
- ・シロップ剤を服用後、テーブルに置いたままにしておいたところ、気がついた時には全部薬を飲んでしまっていた。（2歳女児）

- ・医薬品類は薬理作用があり、誤飲による健康被害が多く報告されているため、タバコとならび特に注意が必要です。
- ・薬がテーブルや棚の上に放置されていた等、保管を適切に行っていなかった時や、保護者が目を離した際に事故が発生しています。
- ・シロップ等小児の好む味つけがしてある薬は、小児がおいしいものと認識し、冷蔵庫に入れておいても自ら飲んでしまうことがあるため注意しましょう。



#### 電池

- ・小児がLEDライトで遊んでいた。その後ライトの中を見たら電池がなくなっており、X線撮影により胃内にボタン電池が確認された。（2歳男児）

放電しきっていないボタン電池は、体内で消化管に張りつき、穴をあけてしまうことがあるので、子どもの目につかない場所や手の届かない場所に保管しましょう。



### 3 家庭用品等による吸入事故等に関する報告

#### (1) 結果の概要

- ・吸入事故等の原因となった主な家庭用品等の種類は、**殺虫剤**、**洗剤**、**漂白剤**でした（[表]参照）。
- ・年齢別では、**9歳以下**の子どもが大半でした。
- ・製品の形態は、**スプレー式**の製品、**液体**の製品が大半でした。



- ・事故の発生状況を見ると、使用方法や製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数あったので、製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守りましょう。
- ・万が一事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、(財)日本中毒情報センターに問い合わせ\*をし、必要に応じて専門医の診療を受けましょう。

\*日本中毒情報センター

大阪 中毒110番 (TEL:072-727-2499) 365日 24時間  
つくば中毒110番 (TEL:029-852-9999) 365日 9時~21時



#### (2) 代表的な製品

##### 殺虫剤

- ・1回押すと長時間効果が持続するタイプのスプレーを、通常の殺虫剤と同じつもりで大量に噴射し、呼吸困難等の症状が出た。(11歳男児)
- ・くん煙剤を使用中の部屋で火災警報器が作動したため、入室したところ、悪心やめまいがした。(50歳男性)

- ・使用前に製品表示をよく読み、安全な使用方法等についてよく理解した上で、正しく使用しましょう。
- ・蒸散型薬剤（くん煙剤等）の使用中に火災警報器が鳴り、これを止めるために入室した結果、薬剤を吸い込む事例が増加しています。薬剤使用中に火災警報器が作動しないよう、取扱説明書に従って事前に対策を行ったうえで使用し、使用後はすみやかに火災報知器を元の状態に戻すようにしましょう。



##### 洗剤・洗剤、漂白剤

- ・台所に住居用洗剤の詰め替え袋を開封したまま置いていたところ、子どもが頭の上からかぶってしまい、眼の充血等の症状が出た。(2歳男児)
- ・トイレ掃除中に、誤って塩素系漂白剤と酸性トイレ用洗剤を一緒に使用したところ、呼吸困難等の症状が出た。(45歳男性)

- ・乳幼児の事故は保管場所に注意することで防げるものが多いので、洗剤等の保管場所には注意しましょう。
- ・塩素系の洗剤と酸性物質\*（主な事故例として塩酸や有機酸含有の洗剤等）との混合は有毒なガス（塩素ガス、塩化水素ガス）が発生して危険なので注意しましょう。

\*風呂掃除等に食酢を使うことがありますが、食酢も酸性なので注意しましょう。

